

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	The ECCP II 第2次 欧州気候変動プログラム
主催	欧州委員会 (European Commission)
日時	2006年11月8日(水) 13:15 ~ 14:45
傍聴者	約50名
目的	EUにおける気候変動に対する新イニシアチブ (ECCP II) を紹介
発表の概要	<p>欧州気候変動プログラム (European Climate Change Programme : ECCP) の紹介</p> <p>ECCP とは、京都議定書における EU の約束達成を効率的・効果的に実行するため、2000年に欧州委員会により創設された戦略策定プログラムであり、第1フェーズ (ECCP I) は2000 ~ 2004年、第2フェーズ (ECCP II) は2005年以降と段階的に実施されている。</p> <p>ECCP I では、プログラムの元で「エネルギー供給」「エネルギー需要」「運輸」「Non-CO₂ガス」「農林業」の5つの作業部会に分かれて研究活動を行った結果、2003年までに現加盟国25カ国全体で基準年 (ほとんどが1990年) 比8%の温室効果ガス削減を達成した。また ECCP I により策定された追加的政策及び対策の実施により、現25加盟国においては2010年までに基準年比9.3%、さらに京都メカニズムの活用によって2%の追加削減が見込まれている。旧来からの15加盟国についても、それらの実施により6.8%が、京都メカニズムの活用によっては9.3%にのぼる削減が見込まれている。</p> <p>ECCP II では、「乗用車」「航空」「炭素回収・貯留」「適応策」「ECCP I の見直し」「EU-ETSの見直し」に焦点を当て、それぞれに作業部会を設置している。</p> <p>乗用車からの排出に対する戦略</p> <p>3本柱</p> <ul style="list-style-type: none"> CO₂削減に貢献する乗用車を製造するよう自動車産業界に申し入れ。(EUのみならず日本や韓国などの自動車産業界も含む。この対策により、2010年までに120g CO₂/kmの削減を目標とする。) 消費者がよりCO₂排出の少ない乗用車を購入するような市場を構築。 消費者が乗用車を購入する際に燃費などの情報がわかるようなラベリング制度などを導入。 <p>航空部門からの排出に対する戦略</p> <p>京都議定書では「国内排出」が対象であるものの、EUにおける国際航空部門における排出は基準年 (1990年) 比で+87%と深刻な数値を示しているだけでなく、このまま何ら政策が取られないBAUシナリオでは排出量はさらに増加する。そこで、ECCPはICAO (国際民間航空機関) やUNFCCCと連携しながら、欧州議会、欧州理事会と共にこれに対するパブリックコメントの募集や政策提言等を行っている。</p> <p>包括的アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> クリーン技術の開発 効率的な航空交通管理

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術設計基準の改善 ICAO が担当 ・ EU-ETS への航空部門の組み込み <p>炭素回収・貯留 (CCS)</p> <p>CCS については、法的枠組の整備、プロジェクト実施に係るネットワークの確立、情報の共有に関する問題点を解決していかなければならない。そのためには、基金設立など支援体制の整備や、CCS 実施の可能性のある国々との国際協力が欠かせない。</p> <p>EU としては、排出削減の手段として大きな可能性が期待される CCS を促進し、その技術を商業規模で広めていきたいとの立場である。また、これに対する欧州委員会からの提言が 2007 年末にも発表される予定である。</p> <p>適応策</p> <p>気候変動による影響に対する適応策については、後発開発途上国だけでなく、EU にとっても大きな問題である。適応策については、不確実性・不可逆的損害・資金拠出者などに関する問題点を解決していかなければならない。</p> <p>重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応策に係る知識と情報の共有を促進し、各国における知見のギャップを埋める。 ・ EU の政策決定の中にどのように適応策を組み込むかを考慮して、戦略を策定する。 ・ 適応策の実施を刺激するような経済的手段を利用する。 ・ 気候変動のリスクと災害の管理に取り組む。
<p>質疑応答</p>	<p>Q1: CCS 技術が法律に合致しない場合はどう対処するのか。 A1: その場合は法律が優先されるべきである。</p> <p>Q2: CCS の実施に対するインセンティブは何か他にがあるか。 A2: CCS を排出量取引に組み込むことで、経済的インセンティブを見込んでいる。いくつかの取組みは既に実施段階にある。また CDM とも連携できるはずであり、EU 域外での直接投資や共同投資スキームが必要である。</p> <p>Q3: CCS に係る費用はどの程度か。 A3: 利用する技術により費用も異なり、幅広い値になっている。IPCC の特別報告書などを参考にして欲しい。</p>
<p>資料</p>	<p>< 会場配布資料 > 「The European Climate Change Programme ~ EU Action against Climate Change」 (冊子) < ウェブ上資料 > 無し</p>

文責：古家 明子 (GEC)